

お客さま 各位

平成30年3月
岐阜商工信用組合

登録金融機関業務廃止のお知らせ

日頃より岐阜商工信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、当組合は、平成30年3月末日を以って登録金融機関業務
を廃止いたします。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の
方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及び
その計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては
は、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はござい
ませんので、終了及び返還の方法は定めておりません。

これからも、当組合はより一層のサービス向上に努めてまいりま
すので、引続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上